

生駒市医療介護連携ネットワーク協議会 第2回 在宅医療介護推進部会

新型コロナウイルス感染症に関する 対応策（案）について

令和2年（2020年）9月30日（水）

14:00～16:00

I 第1回 在宅医療介護推進部会の意見まとめ

1. 対応に困ったこと

感染対策

- ・感染リスクを避けるための訪問拒否や病院での面会拒否により、直接利用者の状況を確認できなかった。
- ・発熱者には事前連絡をお願いしたが、直接来院されることがあり慌てた。
- ・利用者が陽性になっても入院できない場合、施設のゾーニングが難しい。

人材不足

- ・在宅と事業所勤務の2班に分かれたが、仕事が回らない。
- ・他の事業所に引き受けてもらいたくても指示書を共通利用できない。
- ・余力人材がないので、他事業所利用者のサービスを引き受けられない。

PCR検査

- ・集団感染疑い時の検査場所の動線確保が難しい。

その他

- ・陽性疑いの在宅サービス利用者が本人希望で退院したら、サービス利用を断られた。
- ・職員自身が感染させる側になる可能性があり、皆不安を感じている。

I 第1回 在宅医療介護推進部会の意見まとめ

2. 実施したこと

- ・職員の体温、体調チェックの徹底
- ・玄関扉の開放、換気扇全開
- ・入口でアルコール消毒
- ・受付でビニールカーテンを使用、スタッフはマスクとゴム手袋をつけて対応
- ・新規の入退所者の受け入れ制限
- ・外部業者の検温
- ・短時間訪問に変更、玄関扉を開けたまま面会、利用表のポスト投函等を家族に意向を聞いて実施
- ・嚴重な感染防止対策が必要な人をピックアップして具体策を検討

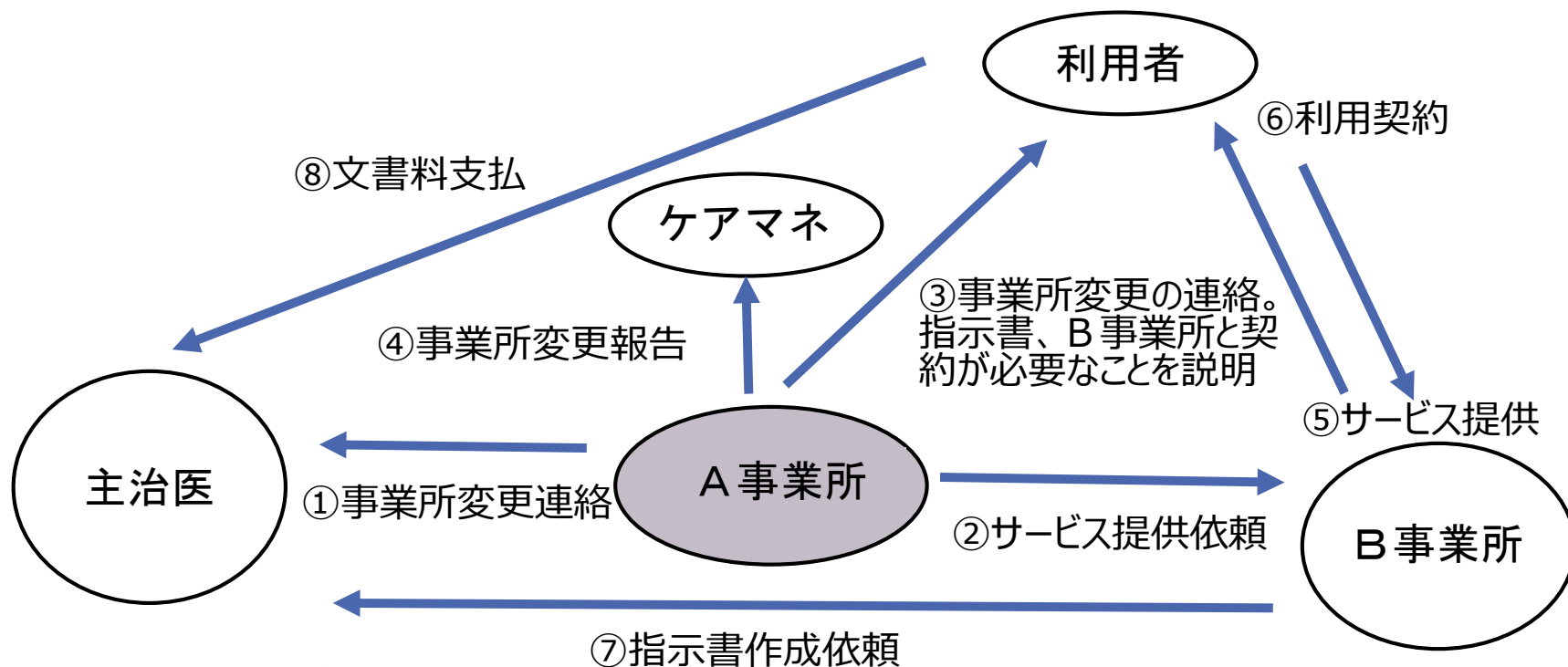
I 第1回 在宅医療介護推進部会の意見まとめ

3. 今後取り組むべきこと

- ・利用者、職員、家族等の感染等あらゆる場合を想定して、シミュレーションを行う。
- ・日頃から非常時を意識した協力関係を作る。
- ・陽性者が出た場合に、他の事業所で指示書を利用できる体制づくりを行う。
- ・職員が不足した場合に備えて、相互フォローできる仕組みを作る。
- ・事業所と市が各施設、利用者ごとのガイドライン案を作成する。
- ・市は事前に対応策の情報収集、事例提供を行う。
- ・PCR検査を受けるフローを作成する。

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症に関する対応策（案）

1. 指示書の利用について



【奈良県へ確認】

A事業所の指示書をB事業所が利用することは可能。（ただし、一時的）
B事業所は、後日改めて、主治医の指示書及び、利用契約書が必要。
⇒ A事業所から主治医への連絡、相談は必須。

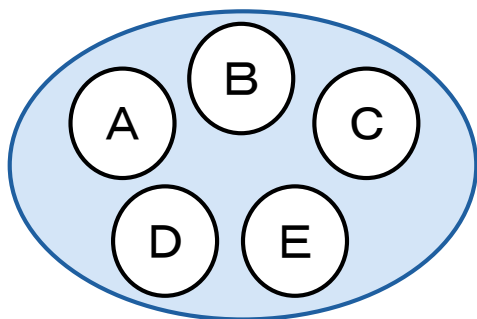
Ⅱ 新型コロナウイルス感染症に関する対応策（案）

2. 感染者が発生時の支援体制に関する対応策

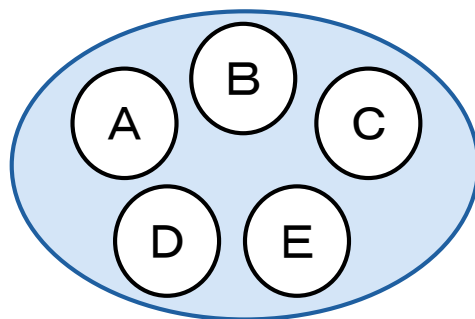
（1）同サービス間で支援体制を構築

【事前準備】

＜訪問看護ステーション＞



＜ホームヘルパー＞

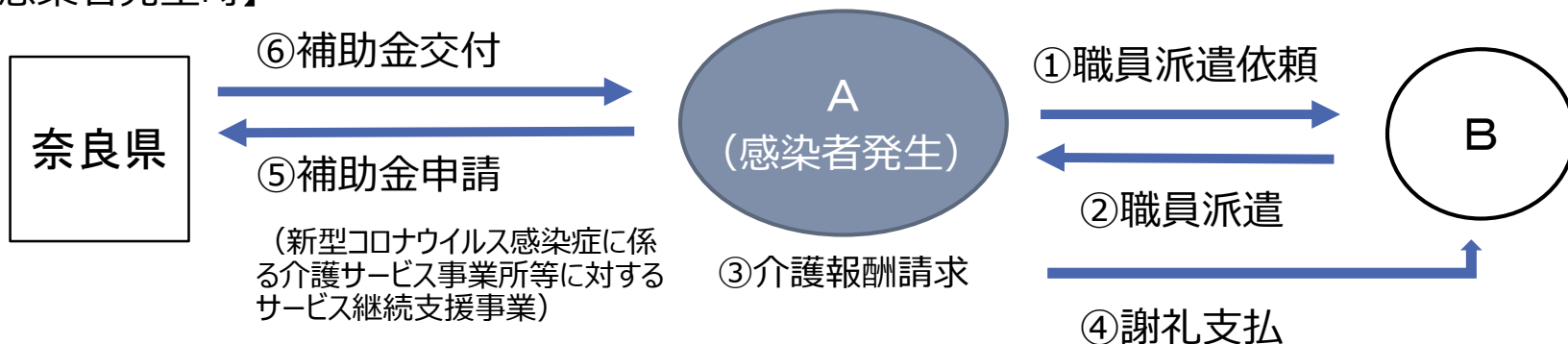


1 同サービス間で支援体制に関する協定書を作成

2 各サービス提供事業所間で協定を結ぶ

* 行政：・支援体制の構築、協力依頼
・協定書作成の補助

【感染者発生時】

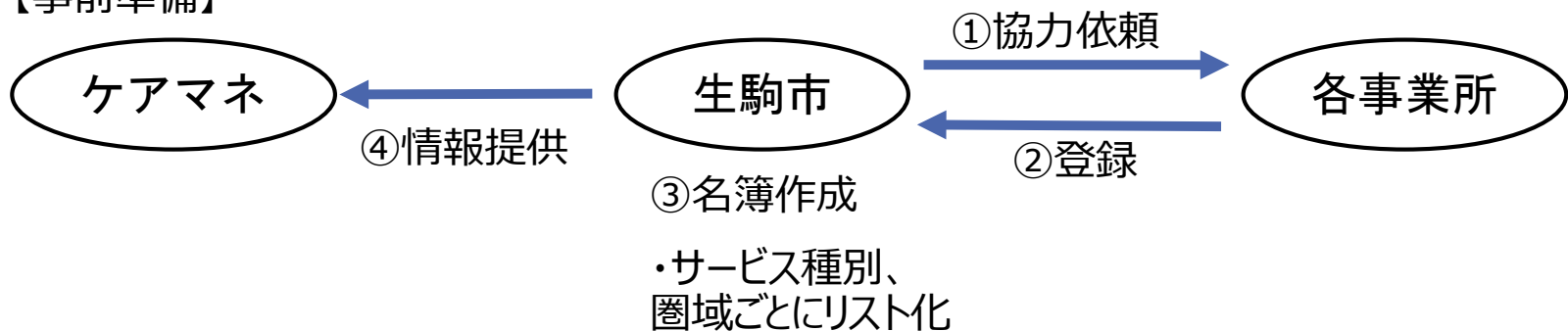


Ⅱ 新型コロナウイルス感染症に関する対応策（案）

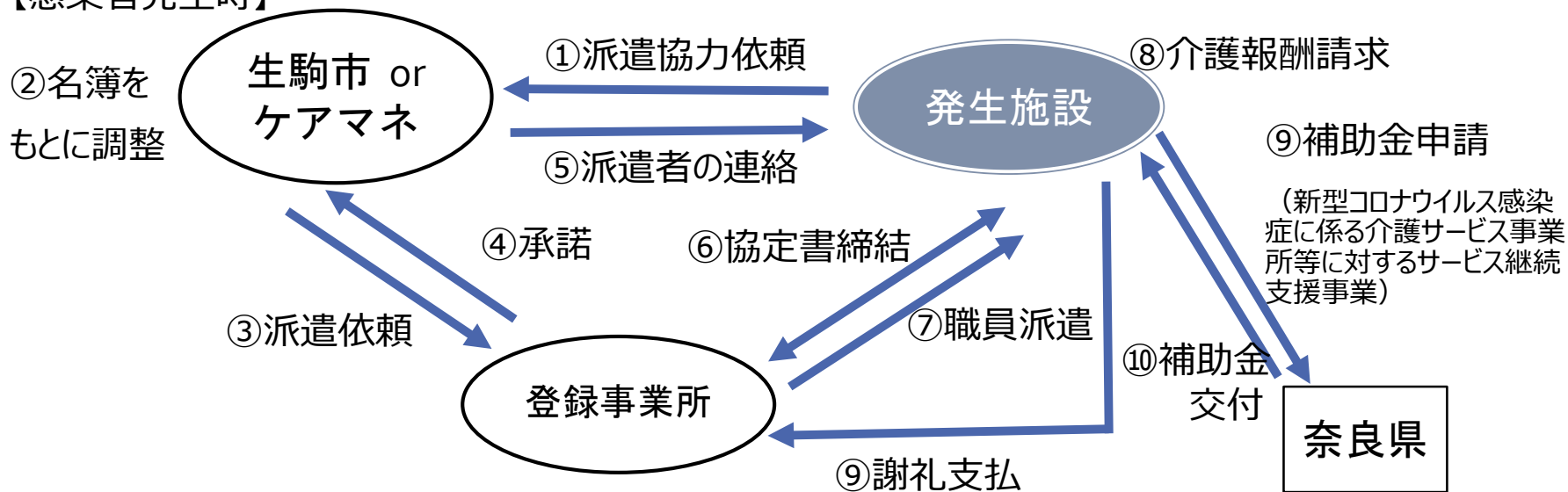
2. 感染者が発生時の支援体制に関する対応策

(2) 相互応援ネットワーク体制の構築（都道府県のシステムを参考）

【事前準備】



【感染者発生時】



Ⅱ 新型コロナウイルス感染症に関する対応策（案）

3. 感染者が発生した時の対応について

○社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の
業務継続ガイドライン

○社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について
（厚生労働省事務連絡 令和2年4月7日）

○東京都高齢者福祉協議会

⇒【情報提供】新型コロナウイルス感染症への対応について

（東京都新型コロナウイルス感染症対策医療介護福祉サービス
等連携連絡会より）

○全国老人保健施設協議会

⇒新型コロナウイルス感染症にかかる対応マニュアル

* 上記を参考に、各施設・業種ごとの業務継続ガイドラインを作成して
はどうか。